

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）及び改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、条例第5条の規定に基づき、平成17年1月4日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「〇〇町商店街協同組合（以下「当該組合」という。）に係る①鹿児島県中小企業団体中央会（以下「中央会」という。）から県に提出のあった中小企業等協同組合定款変更認可申請書の進達文書（平成4年7月3日付け鹿中発第541号。以下「公文書①」という。）、②中小企業等協同組合の定款変更の認可の通知文（平成4年7月10日付け中企第13号の16。以下「公文書②」という。）、③中央会から県に提出のあった中小企業等協同組合定款変更認可申請書の進達文書（平成10年6月2日付け鹿中発第263号。以下「公文書③」という。）、④中小企業等協同組合の定款変更の認可の通知文（平成10年6月8日付け商政第17号の4。以下「公文書④」という。）、⑤中央会から県に提出のあった中小企業等協同組合定款変更認可申請書の進達文書（平成13年5月31日付け鹿中発第140号。以下「公文書⑤」という。）、⑥中小企業等協同組合の定款変更の認可の通知文（平成13年6月6日付け商政第67号の5。以下「公文書⑥」という。）」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成17年1月26日付け商政第398号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成17年3月2日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立の趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「開示請求公文書の全てを開示すること」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、補正書、意見書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

ア 当該組合は中小企業等協同組合法第39条、40条の定款、規約、組合員名簿等の備え付けが事務所になく、閲覧及び謄写が実現できないため、全面開示を求める。

イ 不開示部分が解明されなければ、法令の定める協同組合員の基本的権利の保護が実現されない。

ウ 処分庁、鹿児島県知事は当該組合を所管する監督行政庁である。当該組合は、平成7年3月鹿児島市議会議長に陳情第140号を提出した頃から法令の定める文書、重要書類の閲覧を拒否してきたので、鹿児島県知事に行政情報の開示を請求したものである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の性格

当該組合は、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下「法」という。）第3条に基づき、昭和26年9月29日に設立された事業協同組合であり、組合員のための共同店舗の建築及びその管理等の事業を行っている。

中央会は、法第70条に基づき、中小企業の組合等の設立や運営の支援、中小企業者の経済的地位向上のための中小企業者の連携促進とその支援等の必要な事業を行うために、昭和30年12月8日に設立された。

中央会は、法第74条及び中央会定款に基づき、組合等の組織、事業及び経営の指導並びに連絡その他の事業を行うこととされており、組合等が定款の変更を行う場合は、その指導・助言を行い、また、組合等が定款変更に係る認可申請書を所管行政庁に提出するにあたっては、中央会にて提出書類の不備等を確認の上、所管行政庁に進達している。

県は、法第111条に基づき、当該組合の所管行政庁とされている。また、法第51条第2項に基づいて組合等の定款の変更を認可している。

ア 公文書①及び公文書②について

中小企業等協同組合（以下「組合」という。）から組合員が脱退しようとする（自由脱退）ときは、法第18条において、「組合員は、90日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて脱退することができる。」及び「前項の予告期間は、定款で延長することができる。ただし、その期間は、1年をこえてはならない。」と規定されている。

当該組合は、組合員が脱退する際に、事務処理の円滑化を図る観点から、当該組合の定款第12条で規定している自由脱退に係る脱退予告期間を「1年前」から「90日前」に変更しようとしたものである。

このため、当該組合は法第51条第1項の規定により、総会において定款変更に係る議決を行い、当該定款変更に係る認可申請書を中央会を通じて県に提出し、平成4年7月10日付けで、当該認可がなされたところである。

公文書①は、当該認可の申請に係る中央会から県への進達文書であり、公文書②は、県から当該組合への当該認可の通知文である。

イ 公文書③及び公文書④について

役員の定数については、法第35条において「組合に、役員として理事及び監事を置く。」とされ、また、「理事の定数は、3人以上とし、監事の定数は、1人以上とする。」と規定されている。

当該組合は、組合員が減少したことに伴い執行体制の見直しを行い、当該組合の定款第24条に規定する役員の定数のうち、理事の定数を「7人」から「5人」に変更しようとしたものである。

このため、当該組合は法第51条第1項の規定により、総会において定款変更に係る議決を行い、当該定款変更に係る認可申請書を中央会を通じて県に提出し、平成10年6月8日付けで、当該認可がなされたところである。

公文書③は、当該認可の申請に係る中央会から県への進達文書であり、公文書④は、県から当該組合への当該認可の通知文である。

ウ 公文書⑤及び公文書⑥について

- (ア) 組合が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「私的独占禁止法」という。）の適用を除外されるか否かの基準は、私的独占禁止法第22条第1号において規定され、その適格性は公正取引委員会が判断するとされている。また、法第7条第1項第1号においても、私的独占禁止法の適用となる要件（以下「適用要件」という。）を規定しており、組合は、法第7条第1項第1号で規定する適用要件に該当する組合員たる事業者が加入した場合、公正取引委員会に対し届け出の義務があるが、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する「中小企業者の範囲及び用語の定義」が改正（平成11年法律第146号）されたことに伴い、法第7条第1項第1号で規定している適用要件について改正（平成12年法律第76号）がなされた。

これまでも、当該組合は、当該組合の定款第18条において、当該組合に法第7条第1項第1号で規定される適用要件に該当する組合員が加入した場合に、公正取引委員会に届け出を行うため、適用要件に「該当するときは、7日以内に本組合に届け出なければならない」組合員たる事業者の要件を規定していたが、法改正に伴い、これまで規定していた「資本の額又は出資の総額が1,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人を超えたとき」から「資本の額又は出資の総額が5,000万円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が50人（サービス業を主たる事業とする事業者については100人）を超えたとき」に変更しようとしたものである。

(イ) 役員の数については、法第35条において「組合に、役員として理事及び監事を置く。」とされ、また、「理事の数は、3人以上とし、監事の数は、1人以上とする。」と規定されている。

当該組合は、当該組合の執行体制の見直しに伴い、当該組合の定款第24条に規定する役員の数のうち、理事の数を「5人」から「3人」に、また、監事の数を「2人」から「1人又は2人」に変更しようとしたものである。

(ウ) このため、当該組合は法第51条第1項の規定により、総会において上記(ア)及び(イ)を内容とする定款変更に係る議決を行い、当該定款変更に係る認可申請書を中央会を通じて県に提出し、平成13年6月6日付けで、当該認可がなされたところである。

公文書⑤は、当該認可の申請に係る中央会から県への進達文書であり、公文書⑥は、県から当該組合への当該認可の通知文である。

(2) 一部開示の理由

本件対象公文書のうち、公文書①～④については、平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであることから、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定に基づき、また、公文書⑤及び公文書⑥については、平成13年4月1日以降に作成、又は取得したものであることから、条例第7条の規定により、それぞれ開示の適否を判断した。

その結果、次のとおり公文書①及び公文書③に旧条例第8条の不開示情報が、また、公文書⑤に条例第7条の不開示情報が、それぞれ含まれていたため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示としたものである。

なお、公文書②、公文書④及び公文書⑥は、全部開示とした。

ア 公文書①及び公文書③に係る不開示情報

(ア) 旧条例第8条第2号（個人情報）該当性

公文書①における記載事項のうち議長、組合員、立会人、理事及び監事の氏名及び印影並びに公文書③における記載事項のうち議長、立会人、理事及び監事の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであり、また、同号ただし書の「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報」、「イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」又は「ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報」であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当するものである。

(4) 旧条例第8条第3号（事業活動情報）該当性

公文書①及び公文書③における記載事項のうち理事長（代表理事）の印影については、当該組合の内部管理に関する情報であって、開示することにより当該組合の正当な利益を害するおそれがあると認められ、また、同号ただし書の「ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から個人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」又は「ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当するものである。

(5) 旧条例第8条第4号（犯罪捜査等情報）該当性

公文書①及び公文書③における記載事項のうち理事長（代表理事）の印影、公文書①における記載事項のうち議長、組合員、立会人、理事及び監事の印影並びに公文書③における記載事項のうち議長、立会人、理事及び監事の印影については、開示することによって悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、同号の不開示情報に該当するものである。

イ 公文書⑤に係る不開示情報

(1) 条例第7条第1号（個人に関する情報）該当性

公文書⑤における記載事項のうち理事の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別できるものであり、また、同号ただし書の「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」又は「ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当するものである。

(2) 条例第7条第2号（法人等に関する情報）該当性

公文書⑤における記載事項のうち理事長（代表理事）の印影については、当該組合の内部管理に関する情報であって、公にすることにより当該組合の正当な利益を害するおそれがあると認められ、また、同号ただし書の「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」には該当しないことから、同号の不開示情報に該当するものである。

(ウ) 条例第7条第4号(公共の安全等に関する情報)該当性

公文書⑤における記載事項のうち理事長(代表理事)の印影及び理事の印影については、公にすることによって悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから、同号の不開示情報に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成17年3月30日	諮問を受けた。
7月5日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
7月6日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
7月11日	異議申立人から意見書を受理した。
7月20日	諮問の審議を行った。
8月19日	諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取)
9月13日	諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取)
10月19日	諮問の審議を行った。
11月10日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、上記3の(1)記載のとおり、当該組合の定款変更の認可申請に係る中央会から実施機関への進達文書(公文書①・③・⑤)及び実施機関から当該組合への当該認可の通知文(公文書②・④・⑥)である。

なお、実施機関は、公文書②、④及び⑥については、全部開示とした。

イ 公文書①及び公文書③に係る不開示情報

(ア) 個人情報について

a 旧条例第8条第2号本文該当性

同号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

これは、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること。また、個人のプライバシーの概念は法的に未

成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として不開示とすることを定めたものである。

公文書①の記載事項のうち不開示とした議長、組合員、立会人、理事及び監事の氏名及び印影並びに公文書③の記載事項のうち不開示とした議長、立会人、理事及び監事の氏名及び印影については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、同号本文に該当するものと認められる。

b 旧条例第8条第2号ただし書該当性

同号ただし書は、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

これは、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公にすることを目的としている情報及び許可、届出等に際し、作成又は取得した情報で開示することが公益上必要であると認められるものについては、開示することができるとしたものである。

上記(ア)の a で不開示としたこれらの情報は、何人でも閲覧できる情報ではなく、公表を目的として作成し、若しくは取得した情報又は開示することが公益上必要であると認められる情報にも該当しないため、同号ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(4) 事業活動情報について

旧条例第8条第3号は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができると規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、開示することにより、事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害することになるような情報は、開示しないことができることを定めたものである。

公文書①及び公文書③における記載事項のうち、不開示とした理事長（代表理事）の印影は、法人等の内部管理情報として取り扱われており、同号前段に該当することは明らかである。

同号後段の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは、「法人等の保有する生産技術上又は販売・営業上の情報や経営方針、経理、労務管

理等事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、開示することにより、当該法人等の事業活動や事業運営が損なわれるもの。その他開示することにより、法人等の名誉，社会的評価，社会活動の自由等が損なわれると認められるもの」をいう。

印影については、開示することにより、法人等の経営方針，経理等が第三者に明らかになるものではないが、法人等の意思によらないでその内部管理情報が公表されることは、法人等の正当な意思，期待に反するというべきであるから、正当な利益を害し、同号後段に該当するものと認められる。

また、実施機関が不開示としたこれらの情報が、同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

ウ 公文書⑤に係る不開示情報

(ア) 個人に関する情報について

a 条例第7条第1号本文該当性

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名，生年月日その他の記述により特定の個人を識別することができるもの」については、同号ただし書に該当する情報を除きこれを不開示情報としており、同号本文の考え方は、上記イの(ア) aと同様である。

公文書⑤における記載事項のうち、不開示とした理事の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることから、同号本文に該当するものと認められる。

b 条例第7条第1号ただし書該当性

同号ただし書は、「ア 法令若しくは条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報 イ 人の生命，健康，生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報 ウ 当該個人が公務員である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

公文書⑤における記載事項のうち、不開示とした理事の氏名及び印影は、ただし書のいずれにも該当しないものと認められる。

(イ) 法人等に関する情報について

条例第7条第2号は、「法人その他の団体（国，独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利，競

争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができると規定しており、同号の考え方は上記イの(イ)と同様である。

公文書⑤における記載事項のうち、不開示とした理事長（代表理事）の印影は、上記イの(イ)と同様の理由により、同号に該当するものと認められる。

エ その他の主張

異議申立人は、当該組合においては、法第39条、40条の定款、規約、組合員名簿等の備え付けが事務所になく、閲覧及び謄写が実現できないこと等についても主張しているが、これは開示請求制度とは別の問題であることから、当審査会では判断しない。

以上のことから、本件対象公文書のうち不開示とした部分は、旧条例第8条第2号及び第3号並びに条例第7条第1号及び第2号に該当し、開示しないことができるものであり、その他の条項の該当の有無について判断するまでもなく、実施機関の決定は妥当であるので「1 審査会の結論」のとおり判断する。